

毎月5日はいすみ市「市民防災の日」



地震発生時の行動～外出時～

外出時も地震発生に備えて家族や友人等と連絡手段を決めておくなど、日頃から万が一の事態に備えましょう。

1 屋内にいるときは・・・

- ・落下物から身体を保護し、ガラス等のそばに近寄らないようにしましょう。
- ・係員がいる場合は、自分で判断せずに、その係員の指示に従いましょう。



- ・エレベーターが動いたとしても、避難する時は、非常階段を利用しましょう。

3 屋外にいるときは・・・

- ・その場で立ち止まらず、窓ガラスなどの落下物から頭をカバンなどで保護して空地などの広い場所に避難しましょう。
- ・山の近くでは、土砂崩れに注意し安全な場所に避難しましょう。

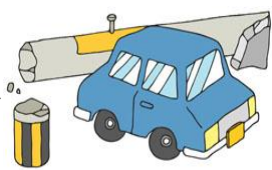


4 家族・友人との連絡手段は・・・

- ・災害発生時には、安否確認・安否報告をしましょう。災害発生直後は、電話やメールが繋がらないことがありますので、事前に連絡方法を決めておきましょう。
- ・家族が離れ離れになった場合に備え事前に家族の集合場所を決めておきましょう。
- ・家族・友人と別々に避難した時は、「171 災害用伝言ダイヤル」などを活用しましょう。



2 移動中では・・・

- ・電車やバス乗車中では、係員の指示があるまでは車外へ出ないようにしましょう。
- ・自動車を運転している時には、ハザードランプを点灯し、車道の左側にゆっくり停車し、カーラジオ等で情報を得るようにしましょう。
- ・塀や自動販売機等が倒れてくる恐れがありますので、空地や公園やお寺などの広い場所に避難しましょう。

(171 災害用伝言ダイヤルの使い方)

メッセージの録音

- ① 171 をダイヤル
- ② 「1」(録音) を選ぶ
- ③ 自分の電話番号をダイヤル
- ④ メッセージの録音

メッセージの再生

- ① 171 をダイヤル
- ② 「2」(再生) を選ぶ
- ③ 相手の電話番号をダイヤル
- ④ メッセージの再生

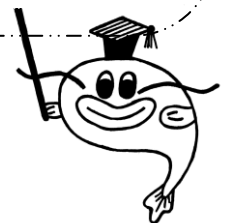
〈災害伝言ダイヤル体験利用のご案内〉

- ・毎月1日、15日
- ・正月三が日
- ・防災週間
(8月30日～9月5日)
- ・防災とボランティア週間
(1月15日～1月21日)

※ 伝言録音(30秒以内) 伝言保存期間(48時間) 伝言蓄積数(1電話番号あたり10伝言まで)

「ゆれたらにげる より遠くへ より高台へ」

問い合わせ いすみ市役所 危機管理課 TEL 62-2000





いすみ市家具転倒防止事業助成金のご案内

市では、地震による人的被害を防ぐため、
家具転倒防止の対策をされる方に助成を行っています。

近年発生した地震でけがをした原因を調べると、約3割から5割が家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

特に、震度5強以上の強い地震では、背の高い家具
(食器棚、タンス、本棚など)や台上に置く家電製品
(テレビ、電子レンジなど)が、多く転倒・落下しています。

このことから、負傷の防止や避難路の確保のためには、
家具類の転倒・落下防止対策を実施することが重要です。



家具などに転倒・落下防止対策を実施し、地震に備えましょう！

《助成対象者》

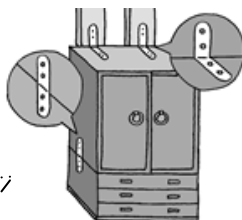
いすみ市に居住し、いすみ市の住民基本台帳に登録されている方。
※既に助成を受けている方は対象となりません。

《助成対象》

助成対象者の住宅において、主に起居する寝室又は居間等にある家具等を、床・柱・壁等に固定するための家具転倒防止器具を取り付けた場合。
※ただし、家具転倒防止器具取付講習会を受講した業者等が取り付けた場合に限りです。

《助成金額》

家具等の転倒防止に要した費用のうち、1申請者又は1棟の住宅について1回限り3台までで、対象となる家具等が1台の場合は6,000円、2台の場合は8,000円、3台の場合は10,000円を限度額とします。



《申請方法》

申請書に経費の見積書等を添付して、危機管理課に提出してください。

**詳細については、
お問い合わせください！！**

問い合わせ
いすみ市役所 危機管理課
TEL 62-2000